

2022 再計発第 7 号

2022 年 4 月 15 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏

再処理事業所再処理施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 50 条第 1 項の規定に基づき、再処理事業所再処理施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請いたします。

本書の記載事項のうち、                    内の記載事項は公開制限情報に属するものであり公開できませんので削除しております。

1. 変更の内容

令和3年5月21日付け原規規発第2105219号をもって認可を受けた再処理事業所再処理施設保安規定（以下「保安規定」という。）の一部を別添のとおり変更する。

別添 再処理施設保安規定新旧対照表

2. 変更の理由

以下に示すとおり、MOX燃料加工施設の建設工事に伴う保全区域の変更、品質・保安会議に係る事項の変更等について反映する。

(1) 保全区域の一部変更

MOX燃料加工施設の建設現場拡張に伴い、保全区域近傍で実施する建設工事が保全区域に係る管理に及ぼす影響を軽減するため、保安規定第96条（保全区域）及び第97条（周辺監視区域）の変更を行い、現在の保全区域を一部変更する。

(2) 品質・保安会議に係る事項の変更

a. 品質・保安会議議長の変更

役員の業務分担見直しに伴い、品質・保安会議の議長を副社長（安全担当）から安全・品質本部長に変更するため、保安規定第20条（品質・保安会議の審議事項、構成等）の変更を行う。

b. 再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施責任者の明確化

再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施責任者を品質・保安会議から安全・品質本部長に変更し、明確化するため、保安規定第17条（職務）及び保安規定第20条（品質・保安会議の審議事項、構成等）の変更を行う。

(3) 記載の適正化

誤記修正その他の記載の適正化を行う。

3. 施行期日

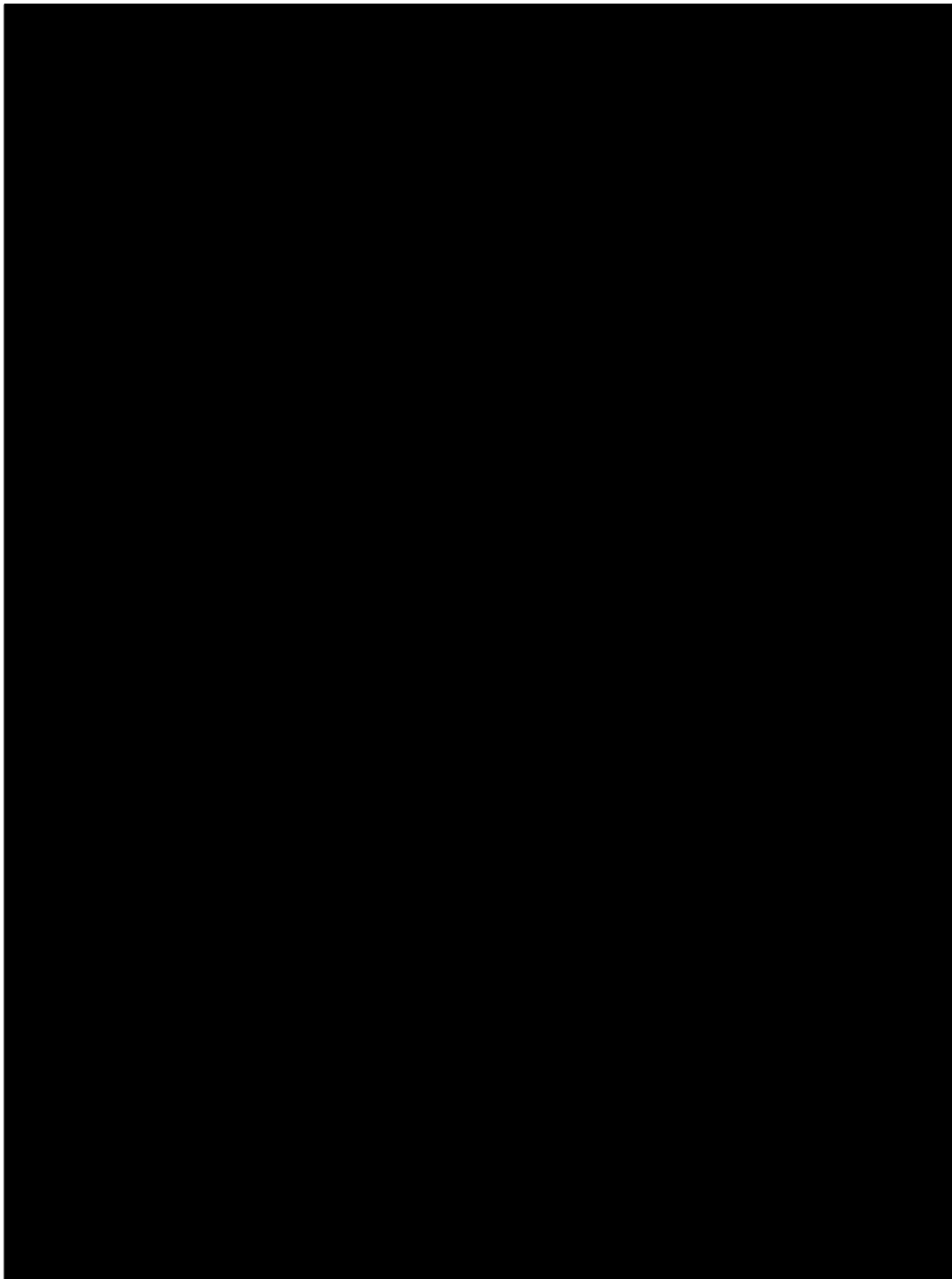
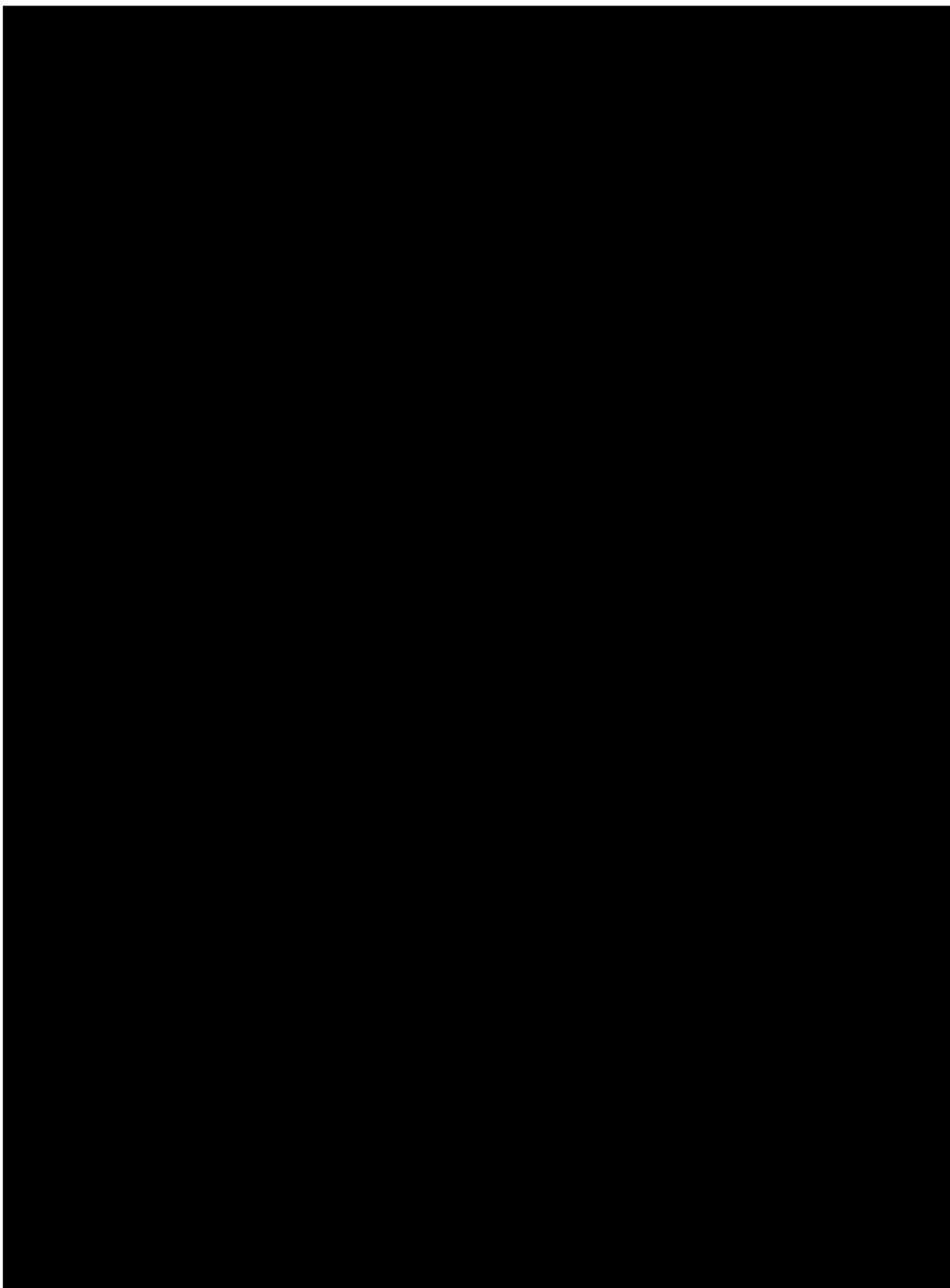
(1) この規定は、原子力規制委員会の認可後、保全区域の管理に係る措置の変更が可能となった日以降、社長が指定する日より施行する。

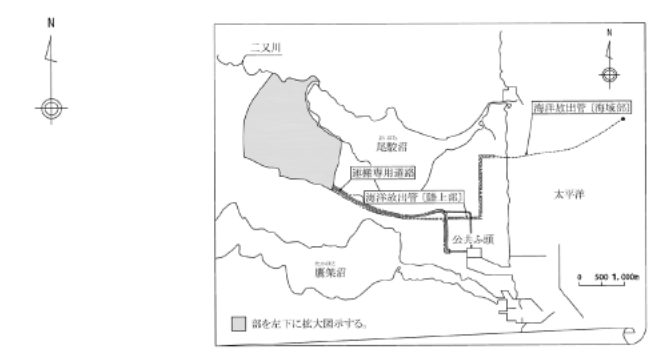

(2) 本規定施行の際、第17条（職務）第2項第5号の安全・品質本部長に係る規定及び第20条（品質・保安会議の審議事項、構成等）については、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 1 / 4 )

別添

現 行	変更後	変更理由
<p>(職 務)</p> <p>第 17 条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）<u>及び</u>品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(職 務)</p> <p>第 17 条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）<u>、</u>品質・保安会議の運営に係る業務<u>及び再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育</u>を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・役員等への安全に係る教育の実施責任者を明確化</p>
<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第 20 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>副社長(安全担当)</u>を議長とし、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p><u>6 品質・保安会議は、再処理の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</u></p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第 20 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>・役員業務分担見直しに伴い、品質・保安会議の議長を変更</p> <p>・第 17 条第 2 項の役員等への安全に関する教育の実施責任者の明確化に伴い削除</p>
	<p><u>附 則 (令和 年 月 日 原規規発第 号)</u></p> <p><u>1. この規定は、原子力規制委員会の認可後、保全区域の管理に係る措置の変更が可能となった日以降、社長が指定する日より施行する。</u></p> <p><u>2. 本規定施行の際、第 17 条 (職務) 第 2 項第 5 号の安全・品質本部長に係る規定及び第 20 条 (品質・保安会議の審議事項、構成等) については、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。</u></p>	

現 行	変更後	変更理由
 <p data-bbox="468 1772 937 1850">[ ] 保全区域 (ただし、管理区域を除く区域)</p> <p data-bbox="424 1948 911 1982">別図 4 保全区域図 (第96条関係)</p>	 <p data-bbox="1706 1772 2175 1850">[ ] 保全区域 (ただし、管理区域を除く区域)</p> <p data-bbox="1656 1940 2122 1974">別図 4 保全区域図 (第96条関係)</p>	<p data-bbox="2576 216 2813 289">・保全区域の一部変更</p>

現 行	変更後	変更理由
 <p>別図 5 周辺監視区域図 (第97条関係)</p>	 <p>別図 5 周辺監視区域図 (第97条関係)</p>	<p>・保全区域の一部変更</p>

別表9 保安上特に管理を必要とするインターロック等 (第32条関係)

1. 安全上重要なインターロック等 (中略)

( 16 / 21 )

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
(略)							
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	ガラス溶融炉炉内気相圧力高警報**	0.0kPa以下	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の適用される状態に該当する場合	2系列が動作可能であること。	A. 1系列が動作不能の場合 A1. ガラス溶融炉内部の気相圧力を確認する。及び A2. 動作不能の系列を動作可能な状態に復旧する。 B. 条件Aを完了時間内に達成できない場合 及び 2系列が動作不能の場合	速やかにその後1直1回30日	速やかに

別表9 保安上特に管理を必要とするインターロック等 (第32条関係)

1. 安全上重要なインターロック等 (中略)

( 16 / 21 )

保安上特に管理を必要とする設備	保安上特に管理を必要とするインターロック等	設定値	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
					条件	要求される措置	完了時間
(略)							
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	ガラス溶融炉炉内気相圧力高警報**	0.0kPa以下	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の適用される状態に該当する場合	2系列が動作可能であること。	A. 1系列が動作不能の場合 A1. ガラス溶融炉内部の気相圧力を確認する。及び A2. 動作不能の系列を動作可能な状態に復旧する。 B. 条件Aを完了時間内に達成できない場合 又は 2系列が動作不能の場合	速やかにその後1直1回30日	速やかに

・誤記修正

再処理施設保安規定 新旧対照表 ( 4 / 4 )

別添

現 行	変更後	変更理由												
別表 44 放射線業務従事者に係る線量の評価項目及び頻度 (第 98 条関係) (以下、略)	別表 44 放射線業務従事者の線量の評価項目及び頻度 (第 98 条関係) (以下、略)	・記載の適正化												
別表 45 放射線業務従事者に係る線量限度 (第 98 条関係) (以下、略)	別表 45 放射線業務従事者の線量限度 (第 98 条関係) (以下、略)	・記載の適正化												
別表 45 の 2 緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量限度 (第 98 条関係) (以下、略)	別表 45 の 2 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量限度 (第 98 条関係) (以下、略)	・記載の適正化												
別表 45 の 3 緊急作業期間中の緊急作業従事者に係る線量の評価項目及び頻度 (第 98 条関係) (以下、略)	別表 45 の 3 緊急作業期間中における緊急作業従事者の線量の評価項目及び頻度 (第 98 条関係) (以下、略)	・記載の適正化												
別表 48 周辺監視区域等における線量当量等の測定 (第 103 条関係) <table border="1" data-bbox="124 598 1297 655"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定対象及び測定頻度*<sup>1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 測定地点を別図 6 に示す。ただし、当該地点において試料の採取が困難な場合及び測定器の故障等により測定不能となった場合については、代替措置を第 89 条の規定に定め、実施するものとする。 * 2 : 線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。</p>	測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度* <sup>1</sup>	(略)			別表 48 周辺監視区域等における線量当量等の測定 (第 103 条関係) <table border="1" data-bbox="1359 598 2531 655"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定対象及び測定頻度*<sup>1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 測定地点を別図 6 に示す。ただし、当該地点において試料の採取が困難な場合及び測定器の故障等により測定不能となった場合については、代替措置を「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に定め、実施するものとする。 * 2 : 線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。</p>	測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度* <sup>1</sup>	(略)			・誤記修正
測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度* <sup>1</sup>												
(略)														
測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度* <sup>1</sup>												
(略)														